【勘定別情報（中間損益計算書関係）】

（平成24年４月１日から平成24年９月30日まで）

（単位：百万円）

科　　目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	48,907	208,905	△ 11,138	246,674
資金運用収益	43,771	201,943		245,714
役務取引等収益	90			90
その他経常収益	868	0		868
地方公共団体健全化基金受入額	592			592
その他の経常収益	276	0		276
管理勘定事務受託費	450		△ 450	
地方公共団体健全化基金受取利息	3,726		△ 3,726	
一般勘定貸受取利息		159	△ 159	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		6,802	△ 6,802	
経常費用	38,769	109,037	△ 11,138	136,669
資金調達費用	28,865	103,367		132,232
役務取引等費用	28	106		134
その他業務費用	1,622	1,317		2,939
営業経費	1,291	71		1,362
管理勘定借支払利息	159		△ 159	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	6,802		△ 6,802	
一般勘定事務委託費		450	△ 450	
地方公共団体健全化基金支払利息		3,726	△ 3,726	
経常利益	10,137	99,867		110,005
特別利益	220,000	575,860	△ 220,000	575,860
管理勘定繰入金	220,000		△ 220,000	
公庫債権金利変動準備金取崩額		570,000		570,000
利差補てん積立金取崩額		5,860		5,860
特別損失	220,000	675,151	△ 220,000	675,151
金利変動準備金繰入額	220,000			220,000
公庫債権金利変動準備金繰入額		105,151		105,151
一般勘定繰出金		220,000	△ 220,000	
国庫納付金		350,000		350,000
中間純利益	10,137	576		10,714

日本放送協会放送受信規約の一部変更について

放送法（昭和25年法律第132号）第64条第３項の規定により、総務大臣の認可を受けて、日本放送協会放送受信規約の一部を次のように変更し、平成25年６月１日から施行することになりましたので公告いたします。

平成 25 年５月 29 日　　日本放送協会

１）付則第１項中、「平成24年10月１日」を「平成25年６月１日」に改める。

２）付則第３項中、「社団法人デジタル放送推進協会」を「一般社団法人デジタル放送推進協会」に改める。

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70歳くらいの男性、身長165㎝、体格痩せ型、黒髪（根元白髪）

上記の者は、平成25年３月11日午後０時３分、江戸川区船堀一丁目１番ＵＲ都市機構船堀一丁目団地１号棟ごみ置き場屋根で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

平成 25 年６月 21 日

東京都　　江戸川区長　多田　正見

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢70歳代前後の男性、身長160㎝、体格痩せ型、茶系の長袖ダウンジャケット、灰色長袖フリースジャンパー、黒色スエット、黒色ウィンドブレーカー、紺色インナーズボン、柄のトランクス、黒色靴下（２枚重ね）

上記の者は、平成25年４月21日午前９時０分頃、江戸川区松島四丁目荒川左岸河川敷内で発見されたものです。

身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨を保管してありますので、心当たりの方は、当区福祉部福祉推進課までお申し出ください。

平成 25 年６月 21 日

東京都　　江戸川区長　多田　正見

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60～70歳位の男性、身長166㎝くらい、体格中肉、髪白髪交じり、腹部に17㎝くらいの手術痕、右下肢に12㎝くらいの瘢痕あり、紺色ジャケット、水色ワイシャツ、紺色作業ズボン、黒色短靴、所持金品等は、灰色リュック

上記の者は、平成25年５月26日午前０時頃、東京都小金井市本町４丁目20番11号脇、側溝内にて縊死。身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、当市地域福祉課まで申し出てください。

平成 25 年６月 21 日

東京都　　小金井市長　稲葉　孝彦

行旅死亡人

本籍・住所不詳・氏名三輪保明（自称）、昭和10年12月15日生まれ（自称）、身長168㎝、男性

上記の者は、平成20年11月22日、愛知県刈谷市内コンビニエンスストアにおいて、刈谷警察署に保護され、刈谷市養護老人ホームに入所されました。その後、平成25年４月24日刈谷豊田総合病院東分院へ入院となり、５月17日午後11時00分、肺炎により死亡が確認されました。

遺体は火葬に付し、遺骨は愛知県刈谷市半城土町西裏勝宝寺に納骨しています。心当たりの方は、当市社会福祉課まで申し出てください。

平成 25 年６月 21 日

愛知県　　刈谷市長　竹中　良則

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長は160㎝台と推認し、黒色ジャンパー、黒色タンクトップ、紺色ジーパンを着用していた様子

上記の者は、大阪府和泉市富秋町三丁目11番ＵＲ都市機構助松団地22棟203号室で腐敗した状態で発見され、平成25年３月26日頃の死亡と推定される。遺体は火葬に付し、遺骨は当市で保管しておりますので、心当たりの方は当市生活福祉課まで申し出てください。

平成 25 年６月 21 日

大阪府　　和泉市長　辻　　宏康

旅行業者営業保証金の権利実行申立てに係る公告

旅行業法第17条第１項及び旅行業者営業保証金規則第２条第３項の規定により次のように公告します。

平成 25 年６月 21 日　　東京都知事　猪瀬　直樹

１　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所　株式会社日中文化事業社　東京都新宿区西新宿六丁目12番７号

２　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第３－3621号

３　第１号の旅行業者の営業保証金につき旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、この公告掲載の翌日から60日以内に、旅行業者営業保証金規則第２条第５項の規定により同規則第三号書式の申出書に、権利を有することを証する書面を添付して東京都知事に提出してください。

４　前号の申出書の提出がないときは、営業保証金の配当手続から除斥されます。